国は、合法性の確認に必要な情報提供等の体制整備を進め、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる多数の木材関連事業者について登録実施機関（法第八条に規定する登録実施機関をいう。以下同じ。）が行う登録が促進されるよう、合法伐採木材等の流通及び利用を促進する意義について国民の理解を深めるよう努める。

二　合法伐採木材等の流通及び利用の促進のための措置に関する事項

1　合法伐採木材等の利用を確保するための措置の対象となる木材等

合法伐採木材等の利用を確保するための措置の対象となる木材等は、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下同じ。）及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品とされている。

木材には、次に掲げるものが該当する。

(1)　丸太

(2)　ひき板及び角材

(3)　単板及び突き板

(4)　合板、単板積層材及び集成材

(5)　木質ペレット、チップ及び小片

なお、法の対象とする家具、紙等の物品については、グリーン購入法基本方針の特定調達品目（ガイドラインに基づく取組が調達の要件となっているものに限る。）を踏まえ、当該品目のサプライチェーンの実態、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況等を勘案し、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成二十九年農林水産省経済産業省国土交通省令第一号。以下「規則」という。）第二条第一項に規定しているとおりである。

法の対象とする木材等の範囲については、今後、法の施行の状況等を踏まえて見直すこととする。

2　木材関連事業者の範囲

木材関連事業者は、第一種木材関連事業（規則第一条第一号に規定する第一種木材関連事業をいう。以下同じ。）を行う者と第二種木材関連事業（規則第一条第二号に規定する第二種木材関連事業をいう。以下同じ。）を行う者に区分される。また、同一の木材関連事業者であっても、部門や業務により第一種木材関連事業を行う部門又は業務と第二種木材関連事業を行う部門又は業務に分かれる場合もある。この場合、それぞれの部門又は業務ごとに、第一種木材関連事業を行う者又は第二種木材関連事業を行う者として、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を実施することとなる。

なお、樹木の所有者及び樹木を伐採する事業者は木材関連事業者ではないが、合法性の確認に必要な情報を有している者であることから、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するために不可欠な者である。これらの者も、これまで、ガイドラインに基づく取組を進めてきたところであり、木材関連事業者は、当該取組も活用し、合法伐採木材等の利用を確保するための措置に必要な情報の収集を行うことが必要である。

3　木材関連事業者が行う合法性の確認

合法性の確認は、第一種木材関連事業において最初に行われることとなるため、合法伐採木材等の流通及び利用を促進する観点から、第一種木材関連事業における合法性の確認が特に重要となる。一方で、第二種木材関連事業においては、第一種木材関連事業において合法性の確認が行われた木材等を再確認することとなる。よって、両者における合法性の確認の方法は異なる。

また、合法性の確認が木材関連事業者の過大な負担とならないよう、合法性の確認の信頼性及び簡明性を担保し、合法伐採木材等を適切なコストで容易に入手できる供給体制を整えていくことが重要である。

なお、合法性の確認の信頼性及び簡明性の担保の一環として、木材関連事業者は、ガイドラインに基づく「森林認証制度及びＣｏＣ認証制度を活用した証明方法」、「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」及び「個別企業等の独自の取組による証明方法」並びに都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

第一種木材関連事業における合法性の確認は、以下の手順により実施することとする。

(1)　取り扱う木材等の原材料となっている樹木の樹種、伐採された国又は地域等の事項を記載した書類及び当該樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類の内容について、法第四条第二項の情報（以下「法令等情報」という。）等を踏まえ、確認を行うこと。

(2)　(1)により、取り扱う木材等について合法性の確認ができれば、当該木材等を合法伐採木材等として取り扱い、合法性の確認ができなければ、次のいずれかの措置を実施すること。

イ　合法性の確認ができない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る追加情報を収集し、法令等情報等を踏まえ、当該情報の内容を確認すること。

ロ　合法性の確認ができない木材等を取り扱わないこと。

木材関連事業者は、取り扱う木材等の合法性の確認ができた場合は、その旨を記載し、又は記録した書類を、当該木材等を譲り受ける者等に提供する。第二種木材関連事業における合法性の確認は、当該書類等の内容の確認により行うこととする。

4　国が行う合法伐採木材等の流通及び利用の促進のための措置

国は、木材関連事業者が行う合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施を促進するため、次に掲げる措置を実施する。

(1)　木材関連事業者の登録の促進

国は、登録実施機関を登録し、登録実施機関に対して命令その他の必要な措置を行う。また、木材関連事業者の登録実施機関への登録が促進されるよう、登録制度の周知、登録木材関連事業者（法第十三条に規定する登録木材関連事業者をいう。以下同じ。）による取組のうちその状況が優良なものの情報の収集及び公表を行うとともに、木材関連事業者のほか消費者まで幅広く情報の提供及び普及を行う。

また、我が国の木材等の流通において合法性の確認を最初に行う第一種木材関連事業を行う者が登録を受け、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずることが重要であることに鑑み、国及び関係団体において第一種木材関連事業を行う者の登録を促す取組を重点的に行う。第一種木材関連事業を行う者が登録を受ける場合は、第一種木材関連事業に係る全ての事業部門、事務所、工場及び事業場並びに木材等の種類について、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずることとする。

また、国内外の木材等のサプライチェーンの複雑さを考慮すると、可能な限り多くの木材関連事業者が登録を受けることが望ましい。このため、木材等の購入先が多岐にわたる場合が多い第二種木材関連事業を行う者が登録を受ける場合は、第二種木材関連事業に係る部門、事務所、工場若しくは事業場又は木材等の種類ごとに合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずることを認めることにより、登録を促す。

登録実施機関は、国の定めるところにより、登録木材関連事業者から、少なくとも毎年一回報告を徴収するとともに、登録木材関連事業者が登録に係る事業の範囲において合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講じていること等について、確認の必要があると登録実施機関が認める場合には、質問その他の方法により調査を行うことを、登録木材関連事業者と取り決めることとする。また、登録実施機関は、当該報告又は当該調査の結果、必要があると認められるときは、登録木材関連事業者に必要な措置を請求し、当該措置を請求してもなお登録木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者と認められない場合は、登録の取消しができる。

(2)　情報の提供等

国は、木材関連事業者が行う合法性の確認に必要な法令等情報を幅広く収集し、インターネット等の媒体を通じて提供する。法令等情報の収集及び提供を継続的に行うことにより、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用を確保するための措置の深化及び効率化を図り、合法伐採木材等の量を増やしていく。